

# 徳山工業高等専門学校における New Normal Standard

※この行動基準は予告なく変更することがあります。

2020/6/15策定、12/24改定

レベル	L3	L2	L1	L0 (New Normal)
	<b>【感染状況】</b> 近隣の自治体に爆発的な感染拡大。または、学校内に感染者が出ている。	<b>【感染状況】</b> 概ね過去3週間に近隣の自治体に感染者が出ている。	<b>【感染状況】</b> 概ね過去3週間に近隣の自治体に感染者が出ている。	<b>【感染状況】</b> 概ね過去3週間に近隣の自治体に感染者が出ている。
	<b>【医療体制】</b> 地域の医療・教育機関においてインフルエンザや新型コロナ感染への対応にほとんど余裕がない。	<b>【医療体制】</b> 地域の医療・教育機関においてインフルエンザや新型コロナ感染への対応に十分な余裕がある。	<b>【医療体制】</b> 地域の医療・教育機関においてインフルエンザや新型コロナ感染への対応に十分な余裕がある。	<b>【医療体制】</b> 地域の医療・教育機関においてインフルエンザや新型コロナ感染への対応に十分な余裕がある。
授業	<b>【受講場所】</b> 自宅 <b>【授業形態】</b> オンライン授業 実験・実習（卒業研究、特別研究）は遠隔指導	<b>【受講場所】</b> 自宅 <b>【授業形態】</b> オンライン授業 実験・実習（卒業研究、特別研究）は遠隔指導	<b>【受講場所】</b> その時々状況を鑑み、学校または自宅 <b>【授業形態】</b> 感染拡大防止に最大限の配慮をした、面接授業及びオンライン授業 実験・実習（卒業研究、特別研究）は面接指導あるいは遠隔指導	<b>【受講場所】</b> 学校（申請により許可された場合は自宅） <b>【授業形態】</b> 感染防止に努めながら、面接授業及びオンライン授業 実験・実習（卒業研究、特別研究）は面接指導
研究	自宅以外での、全ての研究活動を禁止	自宅以外での、全ての研究活動を禁止	教職員・学生の学校で行う研究活動は、その時々状況を鑑み判断し、許可	教職員・学生全ての研究活動を許可
課外活動	全て禁止	全て禁止	その時々状況を鑑み判断し、課外活動を許可 活動は学生や保護者の意思を尊重	三密を避ける努力を可能な範囲で実施した上で、全ての課外活動を許可 活動は学生や保護者の意思を尊重
学生寮	閉寮 (留学生は特別在寮)	閉寮 (留学生および自宅での就学が困難な学生は特別在寮)	その時々状況を鑑み判断し、開寮または閉寮 <b>【開寮時】</b> 可能な限り一人部屋運用 朝晩の検温・健康管理記録 体調不良者は休養室に移動 保護者送迎により帰省 <b>【閉寮時】</b> 特別在寮	開寮 可能な限り一人部屋での運用 朝晩の検温・健康管理記録 体調不良者は休養室に移動 症状に応じて受診あるいは帰省指示
学生	登校禁止 朝晩の検温・健康管理記録	登校禁止 朝晩の検温・健康管理記録	三密を避けるため、自家用車送迎・自転車・バイク・徒歩での登校を推奨 朝晩の検温・健康管理記録 体調不良の場合は登校禁止	三密を避ける努力を可能な範囲で実施した上で、通常通り登校 朝晩の検温・健康管理記録 体調不良の場合は登校禁止
教員	全員在宅勤務 朝晩の検温・健康管理記録	原則、在宅勤務。ただし、学校での業務が必須となった教員を除く 朝晩の検温・健康管理記録	政府が要請する接触機会の削減目標値を在宅勤務とする 体調不良の場合は出勤禁止 朝晩の検温・健康管理記録	通常勤務 体調不良の場合は出勤禁止 朝晩の検温・健康管理記録
職員	全員在宅勤務 朝晩の検温・健康管理記録	原則、在宅勤務。ただし、学校での業務が必須となった職員を除く 朝晩の検温・健康管理記録	政府が要請する接触機会の削減目標値を在宅勤務とする 体調不良の場合は出勤禁止 朝晩の検温・健康管理記録	通常勤務 体調不良の場合は出勤禁止 朝晩の検温・健康管理記録
学外者	立ち入り禁止	立ち入り禁止	出入口で氏名・所属等記載し、指定された場所にのみ立ち入り許可	出入口で氏名・所属等記載し、構内の要件がある部署に立ち入り許可
会議	オンライン会議（自宅）	オンライン会議（自宅）	オンライン会議	オンライン会議・面接会議の併用
教職員の学外活動	オンラインでの活動のみ許可	オンラインでの活動のみ許可	特別警戒等が発令されている地域や国では、オンラインでの活動のみ許可。それ以外の地域や国で、オンラインでは支障がある用務について、旅行命令書を提出して承認された場合は出張可（出張時はマスクを着用するなど感染防止に最大限努めること）	オンラインでは支障がある用務について、旅行命令書を提出して承認された場合は国内外への出張可（出張時はマスクを着用するなど感染防止に最大限努めること）

#### 【注意事項】

- ・日常生活から「三つの密」の回避に可能な限り取り組む
- ・健康管理記録をつける
- ・体調が悪い、熱っぽいと感じたら、絶対に登校しない
- ・感染者が急増している地域への移動については、なるべく控えるとともに、移動する際には、移動先の地域の自治体の情報に留意して、万全の感染防止対策を講じる
- ・感染拡大地域に移動する場合は、事前にクラス担任を通じて教務係へ連絡する  
(本校で定める感染拡大地域とは、直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県)
- ・コロナウィルス感染の疑いがあるときには、必ず学校に連絡し、各自治体の相談窓口 (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyou/ncorona.html>) に相談する

#### 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」令和2年6月5日（詳細省略）

○新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体としての長期的な対応が必要となることが見込まれる。  
○大学及び高等専門学校は、その目的及び使命を果たすため、学内における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、持続的に教育研究活動に取り組む必要がある。

- ①感染拡大の防止と学修機会の確保：学内の衛生環境の整備、学生・教職員に対する正確な情報提供と適切な注意喚起、遠隔授業の実施などあらゆる手段を通じて、学生の学修機会の確保
- ②学生の立場に立った配慮、情報提供及び支援：迅速かつ確実な情報提供や相談体制の構築、修学継続のために柔軟かつきめ細やかな相談対応
- ③教職員の業務の在り方と体制の確保：在宅勤務や時差出勤、非常勤の教職員を含めた職員全体の働く場の確保、組織全体としての業務体制の整備

#### 大学等における感染症対策の基本

- (1) 「三密」の回避など感染症対策の徹底
- (2) 大学等における体育施設の使用
- (3) 行事・イベントの実施に係る留意事項
- (4) 学生や教職員への注意喚起

#### 臨時休業の実施

##### (1) 基準

①学内で感染者が発生した場合：学生又は教職員の感染が判明した場合には、当該感染者の症状の有無、学内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染者拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主幹部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断すること。また、学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各大学等において、当該学生に対し、出席停止の措置をとること（濃厚接触をしてから2週間）。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇の取得や在宅勤務により出勤させない扱いとする。

##### ②緊急事態宣言下等での地域一斉休業の場合

##### (2) 臨時休業を行う場合の留意点

- ①学修機会の確保
- ②学生への十分かつ確実な情報提供
- ③非常勤職員も含めた業務体制の確保
- ④最低限の研究活動の維持

#### 【参考】

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（抜粋）

#### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

##### (3) まん延防止

##### 1) 外出の自粛

②不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染症拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待が伴う飲食店等については、年齢を問わず、外出を自粛するよう促す。

##### 4) 職場への出勤等

②持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
- ・感染防止の取組
- ・「三密対策」

##### 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

①都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。